

# 星美学園短期大学研究倫理規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、星美学園短期大学（以下「本学」という。）において遂行する学術研究に求められる研究者の倫理的基準について定めるものとする。

## (定 義)

第2条 この規程において「研究者」とは、専任職員、兼任職員及び本学で研究活動を行う客員研究員等、研究に関わる者をいう。また、本学に在籍する学生、科目等履修生、聴講生及び研修員であっても、研究に関わるときは、「研究者」に準ずるものとする。

2 この規程における「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の公表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項をいう。

3 この規程において「研究費」とは、研究者が本学より交付を受ける研究費等研究のためのすべての経費及び研究者が学外から獲得する研究のための経費をいう。

4 この規程において「研究対象者」とは、研究のために個人の情報及びデータ等を提供する生存する個人及び集団をいう。また、実験研究において実験の対象として実験に参加する者及びフィールド研究等において調査対象として研究協力する者を含む。

## (研究者の責務)

第3条 研究者は、我が国の法令、本学の諸規程等の他、国際的に認められた規範、規約、条約等を遵守する。また、異なる学問分野や他の国、地域、組織等の研究活動に係る固有の文化や価値観等の理解に努め、それらを十分尊重する。

## (研究のためのデータ等の収集、保存、管理及び開示)

第4条 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する際は、一般的に妥当と考えられる方法及び手段で、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努める。

- 2 収集したデータ等は、紛失，漏洩，改ざん，取り違え等を防ぐために、次の各号に定める期間厳重に保存し，管理しなければならない。  
(ただし，法令または規程等に定めのある場合は，それに従う。)
- (1) 資料（文書，数値データ，画像等） 当該論文発表後10年間
  - (2) 試料（実験試料，標本），装置等） 当該論文発表後5年間
- 3 収集したデータ等は，必要な場合には開示しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者は，あらかじめ研究対象者等に研究の内容，方法等を説明し，理解を求めた上で，明確な同意を得るよう努める。詳細な手続きについては「星美学園短期大学・研究倫理ガイドライン」を確認し，その内容を遵守する。

(個人情報保護)

第6条 研究者は，研究活動を行うに当たり，「学校法人星美学園個人情報保護規程」を遵守する。

(ハラスメント)

第7条 研究者は，研究活動を行うに当たり，「学校法人星美学園ハラスメント防止規程」を遵守する。

(機器，薬品等の安全管理)

第8条 研究者は，研究実験において研究装置・機器，薬品，各種材料等を用いるときは，関係法令・規程等を遵守し，その安全管理に必要な措置を講じる。

(利益相反)

第9条 研究者は，産官学連携による研究活動の際には，自己又は企業等の利益を優先することによって，当該研究者の本学における適正な職務遂行を妨げないよう努める。

(第三者への委託)

第10条 研究者は、第三者に委託して実験又は調査等を行う場合は、この規程の趣旨に則して実験又は調査が行われるよう必要な措置を講じる。

(研究成果の公表)

第11条 研究者は、研究成果の公表に当たり、他者の知的財産を侵害しないよう努め、捏造、改ざん又は盗用等の不正行為は、絶対に行わない。

(オーサーシップ)

第12条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切な原著者としての地位が認められる。

(研究費の管理)

第13条 研究者は、研究費を当該研究に必要な経費のみに使用し、研究費の使用に関する証拠書類等を適切に管理する。

2 研究者は、研究費を使用するに当たり、関係法令、「星美学園短期大学における公的研究費の管理・監査の実施基準」及び当該研究費の使用規定等を遵守する。

(他者の業績評価)

第14条 研究者は、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価・検証に関わるときは、評価基準・審査要綱等及び自己の知見に基づき適切に評価を行い、これに関わり知り得た情報は、不正に利用又は漏洩を行わない。

(本学の責務)

第15条 本学は、この規程を有効なものにするため、星美学園短期大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する事項については、「星美学園短期大学研究倫理委員会規程」に定める。

(改 廢)

第16条 この規程の改廢は，教授会の意見を聴いて，学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は，平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程は，平成28年10月15日から施行する。
- 3 この規程は，令和4年9月1日から施行する。